

函館市企業局指定管理者情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。）第27条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の情報公開について必要な事項を定めるものとする。

(提出を求める文書の範囲)

第2条 条例第27条の2第2項の規定により公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定管理者に対して提出を求める文書は、指定管理者が管理を行う公の施設に関しその職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（紙に出力することが可能なものに限る。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。

(文書の提出)

第3条 指定管理者は、条例第27条の2第2項の規定に基づき管理者から文書の提出を求められたときは、速やかに管理者に当該文書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。